

八戸市における社会環境浄化のための一斉調査結果

1 調査目的

青森県では、「青森県青少年健全育成条例」（昭和 54 年 12 月 24 日公布、昭和 55 年 4 月 1 日施行）第 28 条の 2 第 1 項（報告及び立入調査）に基づく施策として青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に取り組んでおり、その一環として県内一斉調査を行っている。

2 調査方法

調査は、条例第 28 条の 2 第 1 項の規程に基づく立入調査員（青少年・男女共同参画課職員）及び青森県青少年健全育成推進員による対象店舗等（書店、スーパー、コンビニエンスストア、ビデオレンタル等営業店、図書类等収納自動販売機等、個室カラオケ営業店、古物商等）への立入等による。

3 調査期間

令和 6 年 6 月から同年 11 月までの間

4 調査対象

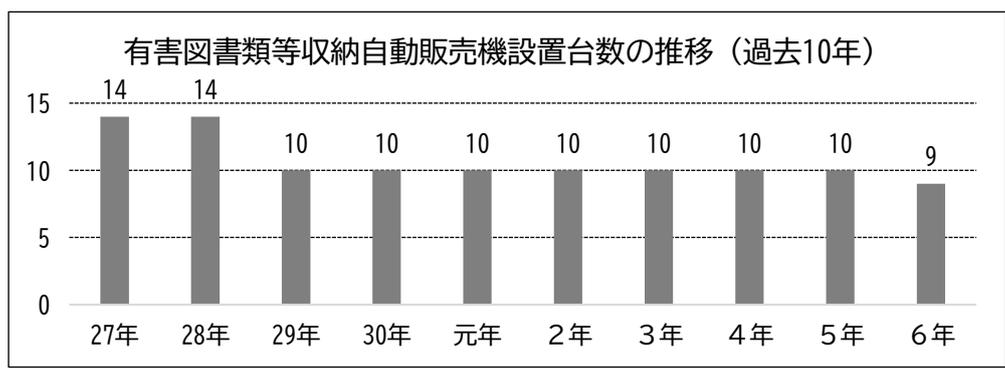
- (1) 有害図書类等収納自動販売機
- (2) 自動貸出機等（レンタルビデオ店に設置されている販売機を含む。）
- (3) 一般書籍販売店
- (4) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等
- (5) DVD等販売店等
- (6) コンピューターソフト販売店
- (7) 個室カラオケ営業店

5 調査結果

(1) 有害図書类等収納自動販売機

有害図書类等収納自動販売機設置台数は 3 箇所に 9 台となっている。

※ 全県設置台数～53 台 青森市～3 台 弘前市～なし



(2) 自動貸出機等（レンタルビデオ店に設置されている販売機を含む。）
県内には自動貸出機は設置されていない。

(3) 一般書籍販売店

一般書籍販売店 18 店舗のうち、有害図書類等を取り扱っている店舗は 14 店舗となっている。

青少年に対する配慮である 3 点の措置については、14 店舗中、2 点に欠ける店舗が 2 店舗、1 点に欠ける店舗が 3 店舗把握された。

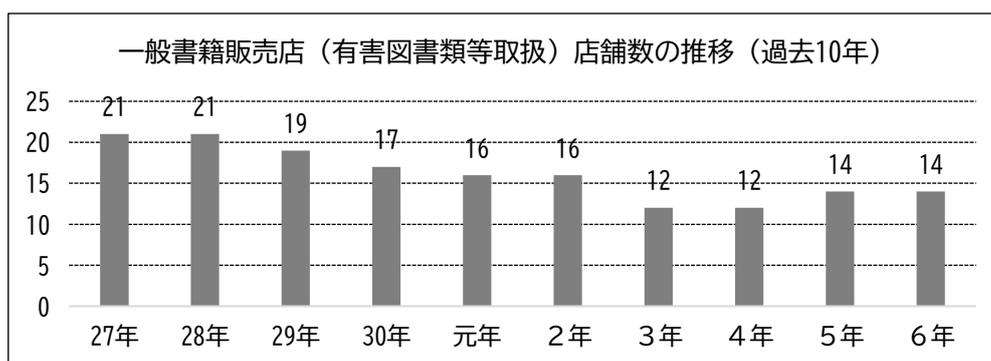
※ 3 点の措置とは下記のとおり（以下、「3 点の措置」）

1 区分陳列～有害図書類等と一般図書の区分分けをしている。

2 表示～18 歳未満購入・閲覧禁止等の表示をしている。

3 見通し～店員等の場所から有害図書類等を陳列している棚への見通しがある。

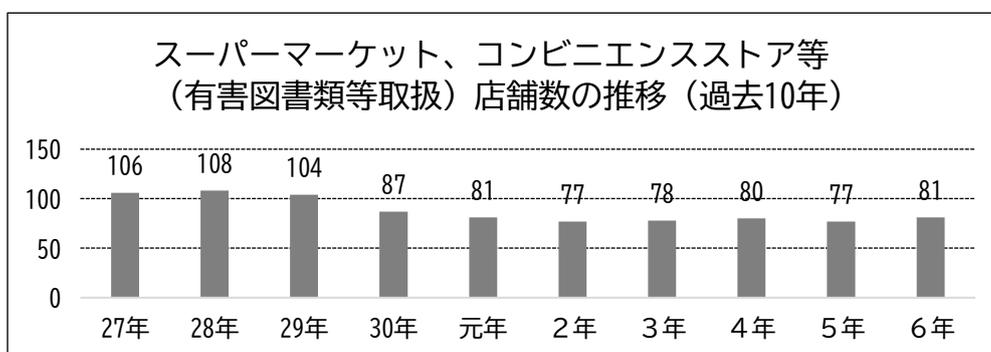
※ 全県有害店舗数～54 店舗 青森市～14 店舗 弘前市～9 店舗



(4) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等

スーパーマーケット、コンビニエンスストア等 128 店舗のうち、有害図書類等を取り扱っている店舗は 81 店舗となっている。「3 点の措置」については、81 店舗中、3 点に欠ける店舗が 5 店舗、2 点に欠ける店舗が 14 店舗、1 点に欠ける店舗が 12 店舗把握された。

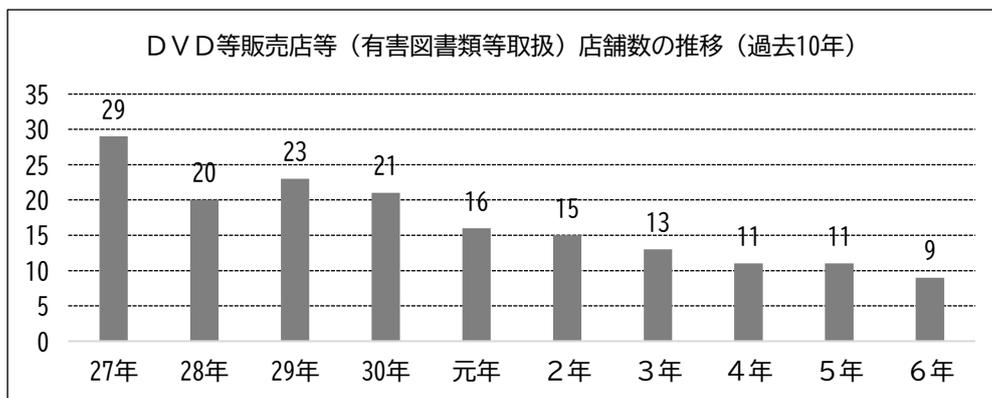
※ 全県店舗数～388 店舗 青森市～129 店舗 弘前市～45 店舗



(5) DVD等販売店等

DVD等販売店等 33 店舗のうち、有害図書類等を取り扱っている店舗は9店舗となっている。「3点の措置」については全店舗配慮されていた。

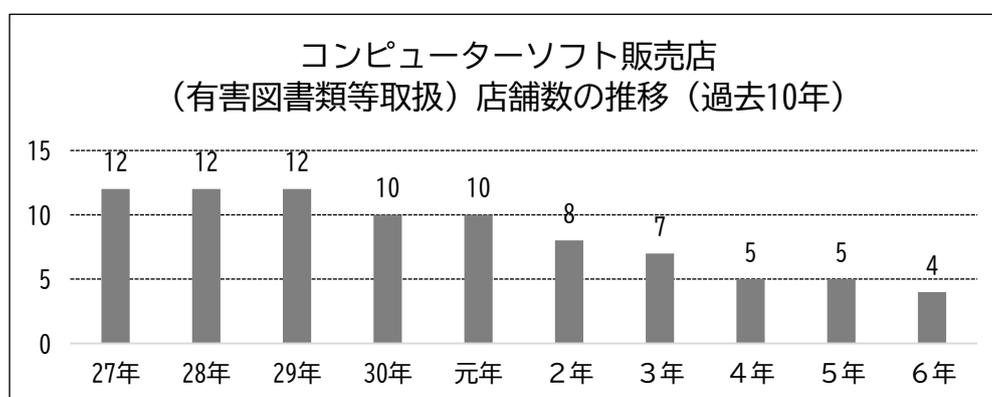
※ 全県店舗数～58 店舗 青森市～12 店舗 弘前市～8 店舗



(6) コンピューターソフト販売店

コンピューターソフト販売店 19 店舗のうち有害図書類等を取り扱っている店舗は4店舗となっている。「3点の措置」については、全店舗配慮されていた。

※ 全県店舗数～22 店舗 青森市～9 店舗 弘前市～2 店舗



(7) 個室カラオケ営業店

9店舗（部屋数 200 室）が営業している。全店舗で酒類を提供しているが、販売は対面で行われている。たばこは1店舗で販売されているが、全て監視機能付きの自動販売機で販売されている。青少年に対する配慮の状況を見ると、全店舗が条例の規定を遵守し、深夜の立入を制限している。

※ 全県店舗数～40 店舗 青森市～12 店舗 弘前市～7 店舗

個室カラオケ営業店店舗数の推移（過去10年）

